

都道府県
各 指定都市 保育主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得の
更なる特例に関する周知について（依頼）

日頃より、保育士養成の推進について、格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有していることが原則とされており、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）では、施行後10年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができるとする経過措置を設けているところです。

この免許・資格の併有を促進するため、令和6年度末までの経過措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験（3年かつ4,320時間以上）を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する特例を設けているところです。

令和5年度より、更なる併有促進策として、現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する者については、修得すべき8単位の特例教科目のうち更に2単位を取得したものとみなす特例を設けることとしました（別添参照）。

この特例の具体的な取扱いについて、次の通知を発出しましたので、貴都道府県管内の指定保育士養成施設への周知をお願いするとともに、円滑な特例の実施にご協力賜りますようお願いいたします。

なお、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する場合に、3年かつ4,320時間以上の勤務経験により必要な単位数を軽減する特例についても、文部科学省において同様の制度改正を行うこととしています。

（通知）

- ・「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について」（子発 0831 第1号令和4年8月31日）
- ・「保育士養成課程修了証明書等について」の一部改正について」（子発 0831 第2号令和4年8月31日）
- ・「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」の一部改正について」（子発 0831 第3号令和4年8月31日）

<参考>

- ・教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）（4文科教第812号令和4年8月31日）